

事 務 連 絡

令和7年1月24日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

令和六年能登半島地震の被災地域における経営事項審査の取扱いについて

令和六年能登半島地震の被災地域における、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく経営事項審査の有効期間の再延長に関する措置については、「令和六年能登半島地震の被災地域における経営事項審査の取扱いについて（通知）」（令和6年8月30日付け事務連絡）により通知したところであるが、令和6年国土交通省令第83号に基づき、再延長後の有効期間は令和7年3月31日をもって満了する。

このため、令和7年4月1日からは、有効期間の再延長の対象となっている建設業者においても、法第27条の23第1項の政令で定める建設工事を発注者から直接請け負おうとする場合には、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2の規定に従い、建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、余裕をもって経営事項審査を受審するよう留意されたい。

貴職におかれては、会員、傘下団体等に周知いただくようお願い申し上げます。